

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和6年12月27日(2024.12.27)

【公開番号】特開2023-93141(P2023-93141A)

【公開日】令和5年7月4日(2023.7.4)

【年通号数】公開公報(特許)2023-124

【出願番号】特願2021-208581(P2021-208581)

【国際特許分類】

G 01 T 7/00(2006.01)

10

A 61 B 6/42(2024.01)

【F I】

G 01 T 7/00 A

A 61 B 6/00 300 Q

A 61 B 6/00 300 S

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月19日(2024.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放射線が入射する入射面、前記入射面と対向するように配置される背面、及び前記入射面と前記背面とを接続する側面を有する筐体と、

前記筐体に収容される放射線検出パネルとを備えた放射線撮影装置であつて、

前記筐体の前記側面のうちの少なくとも一つの側面には、前記放射線検出パネルの有効撮影領域に対応して配置され、前記入射面側に位置する入射面側段差部と、前記背面側に位置する背面側段差部とが設けられ、

前記入射面側段差部と前記背面側段差部とは、相互に異なる形状を有し、少なくともいずれか一方が凸形状を有することを特徴とする放射線撮影装置。

【請求項2】

前記入射面側段差部及び前記背面側段差部のうちの少なくともいずれか一方が、前記側面に形成された凹部の底面に対して突出する凸形状を有することを特徴とする請求項1に記載の放射線撮影装置。

【請求項3】

前記入射面側段差部及び前記背面側段差部のうちの少なくともいずれか一方が、前記側面に対して突出する凸形状を有することを特徴とする請求項1に記載の放射線撮影装置。

40

【請求項4】

前記側面は、前記入射面側及び前記背面側のうちの少なくともいずれか一方に、前記筐体の厚み方向に対して傾斜する傾斜面部を有し、

前記傾斜面部に、前記凸形状が設けられることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項5】

前記凸形状は、前記入射面側から見て前記入射面の端部よりも突出しないことを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項6】

前記筐体のすべての前記側面に、前記入射面側段差部及び前記背面側段差部が設けられ

50

ることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の放射線撮影装置。

【請求項 7】

前記入射面側段差部及び前記背面側段差部は、前記有効撮影領域の中央に対応して配置されることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の放射線撮影装置。

【請求項 8】

前記入射面側段差部及び前記背面側段差部の幅は 30 mm 以下であることを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の放射線撮影装置。

【請求項 9】

前記側面は、マグネシウム及びアルミニウムのうちの少なくともいずれか一方を含む合金、又は炭素繊維を含む複合材料からなることを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の放射線撮影装置。 10

【請求項 10】

放射線が入射する入射面、前記入射面と対向するように配置される背面、及び前記入射面と前記背面とを接続する側面を有する筐体と、

前記筐体に収容される放射線検出パネルとを備えた放射線撮影装置であって、

前記筐体の前記側面のうちの少なくとも一つの側面は、前記入射面側に設けられた入射面側凹部と、前記背面側に設けられた背面側凹部と、を有し、

前記入射面側凹部と前記背面側凹部とは、相互に異なる形状を有することを特徴とする放射線撮影装置。

【請求項 11】

前記一つの側面の長手方向において、前記入射面側凹部の長さと前記背面側凹部の長さが異なることを特徴とする請求項 10 に記載の放射線撮影装置。 20

【請求項 12】

前記一つの側面の長手方向において、前記入射面側凹部の長さは前記背面側凹部の長さよりも短いことを特徴とする請求項 10 に記載の放射線撮影装置。

【請求項 13】

前記入射面側凹部は、前記一つの側面の長手方向の中央に対応する位置に設けられることを特徴とする請求項 10 に記載の放射線撮影装置。

【請求項 14】

前記背面側凹部は、前記一つの側面の長手方向の中央に対応する位置に設けられることを特徴とする請求項 10 に記載の放射線撮影装置。 30

【請求項 15】

前記背面側凹部は、前記筐体の厚み方向に対して傾斜した傾斜面を有することを特徴とする請求項 10 に記載の放射線撮影装置。

【請求項 16】

前記背面側凹部は、その底面から突出した凸形状を有することを特徴とする請求項 10 に記載の放射線撮影装置。

【請求項 17】

前記凸形状は、前記入射面側から見て前記入射面の端部よりも突出しないことを特徴とする請求項 16 に記載の放射線撮影装置。

【請求項 18】

前記筐体の前記側面のうちの前記一つの側面とは異なる更なる側面は、前記入射面側に設けられた更なる入射面側凹部と、前記背面側に設けられた更なる背面側凹部と、を有し、

前記更なる入射面側凹部と前記更なる背面側凹部とは、相互に異なる形状を有することを特徴とする請求項 10 に記載の放射線撮影装置。

【請求項 19】

前記側面は、マグネシウム及びアルミニウムのうちの少なくともいずれか一方を含む合金、又は炭素繊維を含む複合材料からなることを特徴とする請求項 10 乃至 18 のいずれか 1 項に記載の放射線撮影装置。 40

50